
規則

租税特別措置法の規定による優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第68号

租税特別措置法の規定による優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定による優良宅地の認定に関する規則(昭和49年高知県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 63条第 3 項第 5 号イ及び第 68条の 69第 3 項第 5 号イ」を「及び第 63条第 3 項第 5 号イ」に改める。

第2条第2項第8号中「必要と」を「必要があると」に改め、 同条第3項中「記名押印した」を「記名した」に改める。

別記第1号様式中「・第68条の69第3項第5号イ」及び「⑩」を削り、同様式備考2中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

別記第3号様式中「・第68条の69第3項第5号イ」を削る。 別記第4号様式中「・第68条の69第3項第5号イ」及び「⑩」 を削る。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「⑩」を削る。

別記第8号様式中「・第68条の69第3項第5号イ」を削る。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

規則

◎ 租税特別措置法の規定による優良宅地の認定に関する 規則の一部を改正する規則